

## 警察の被疑者取調べに関する苦情等への対応状況について

## 1 被疑者取調べ監督制度

被疑者取調べの一層の適正化を図るため、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」（平成20年国家公安委員会規則第4号）に基づき、捜査部門以外の部門が被疑者取調べの監督を行う制度。

## 2 監督対象行為等の件数等

## (1) 監督対象行為等の件数

年	苦情申出	調査	監督対象行為	取調べ件数
R元	257件	359件	10件(7事案)	約117万3,000件
R2	320件	429件	17件(12事案)	約113万5,000件
R3	353件	570件	8件(7事案)	約109万3,000件

## (2) 監督対象行為の類型別内訳

(件)

監督対象行為の類型		R元	R2	R3	合計
1	やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	1	1	0	2
2	直接又は間接に有形力を行使すること(1に掲げるものを除く)	2	4	4	10
3	殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	4	2	8
4	一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0
5	便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	3	5	2	10
6	人の尊厳を著しく害するような言動をすること	2	3	0	5
合 計		10	17	8	35
(括弧内の数値は事案数)		(7)	(12)	(7)	(26)

## (3) 調査（監督対象行為認定事案）の端緒別内訳

(事案)

内訳		R元	R2	R3	合計
警察部内で認知	取調べ状況の確認	1	0	0	1
	捜査部門からの連絡	3	4	8	14
	留置部門からの連絡	0	1	2	3
苦情等で認知	苦情等の申出	0	3	2	5
	その他	3	3	0	3
合 計		7	12	7	26